



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	編集後記
Citation	北大法学論集, 20(4), 100-100
Issue Date	1970-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27889
Type	departmental bulletin paper
File Information	20(4)_P100.pdf



編集後記

二〇巻も本号でおわりである。「大学紛争」という困難な事態において、スタッフのすくない当学部が、ともかくも、第四号まで発行することができた。これひとえに執筆者の御協力の賜物である。それと同時に、印刷所にまで長時間出張して校正の労をとった編集助手・同補助助手の努力を多とせねばならない。

また、二〇巻については、これまでの慣習に反して三月初旬で全業務を終了したことを自賛させていただきたい。これは、「紛争」のために原稿のあつまりがわるく、したがって、仕事の絶対量がすくなかったことの結果でもあるが、従来一名であった編集助手が二名になり、さらに、二名の編集補助助手が加わったことによるものであることを付言しておきたい。(もともと、編集業務要員が何名になるかは、助手自治の範囲内のことであって、とかくいうべきではないが)。

二一巻についても本年度と同様に四号(四冊)発行すべくであると考えているが、それはもっぱら今後の情勢如何によることであって、現段階では実現しうる保証はない。編集委員としては、できるだけ多くの方々に執筆してくださるよう切におねがいのみである。若手研究者(助手・院生諸氏)もさることながら、教官諸氏(それも従来執筆の度合のすくない方々)もよりいっそう積極的に執筆していただきたい。

この紀要はいつたいたれのどういう目的のためにあるのか。こ

の紀要には執筆の義務を負うべき者がいるのかいないのか。この紀要は普及度が低く引用されることもすくないので執筆するのは無駄であるのか。執筆量の基準はあるのかないのか。原稿料とまじりかなくとも執筆実費の保障があればともかく、それも無いことが投稿を阻害する原因となっているのかそうでないのか。この種の紀要によっては、それに執筆しなくなった者は、もはや駄目になった、とさえいわれる由であるが、わが論集にはそのような立言はとうていあてはまらないのであるか。編集委員としては自戒の意味をこめてこのような疑問を提起せざるを得ない。

現在のところ、研究の遂行がきわめて困難な状態にあるのだから、執筆依頼自体無理な注文ではある。それにしても、方法論・判例カード作成技術・教育方法論のごとき、封鎖された資料を使わなくとも追求しうるテーマもある。これまで執筆が比較的すくなかった方々にしても、それはそれなりに事情(たとえば学内雑用)があったであろうことは、十分想像しうるところである。したがって、現在ただちにどうということはい限りではないが助手・院生諸氏もふくめて、とりわけ、第一線の本格的研究を多々なされている教官諸氏が、「正常化」のあかつきには、その研究をもって本論集をかざられんことを切望する次第である。

なお、本来ならば、次号(第二一巻第一号)予告を掲載すべきであろうが、これは、第二〇巻担当の編集委員の管轄外のことであると考えられるので、一月一六日現在、五十嵐教授の論稿の(2)が予定されていることを付記するにとどめたい。(編集委員)